




	原告	被告	裁判の内容	論点	裁判所の判定	判決	判決文（QR・URL）
①	暇空茜	のりこえねっと (ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク)	暇空茜がYouTubeにおいて、のりこえねっとに著作権のある仁藤を撮影した画像を使用したため、のりこえねっとが著作権侵害の申し立てを行った。それについて暇空茜が、虚偽の申し立て・不法行為を主張し、のりこえねっとを訴えた裁判	①のりこえねっとは画像の著作権者か	①のりこえねっとは著作権者	・暇空敗訴	 http://www.mklo.org/archives/1984
②	のりこえねっと	暇空茜	団体が著作権を持つ画像（のりこえねっとの番組内で使用している仁藤のサムネイル画像）を、暇空茜がYouTubeの中で許可なく使用したことを著作権侵害として訴えた裁判	①のりこえねっとは画像の著作権者か ②暇空茜は著作権を侵害したか ③暇空茜は著作者人格権を侵害したか	①のりこえねっとは著作権者 ②暇空茜は著作権を侵害した ③暇空茜は著作者人格権を侵害した	・暇空敗訴 ・暇空に110万円の支払いを命じる ・暇空に画像の使用や公衆送信を禁じる	 http://www.mklo.org/archives/1831
③	暇空茜	伊藤和子	伊藤さんがX（Twitter）で差別的な投稿をするアカウントに対して、「暇某と同じ。とんでもない差別」と投稿したことについて、暇空茜が名誉毀損を主張し訴えた裁判	①「暇某と同じ。とんでもない差別」が名誉毀損か	①暇空茜による「諸活動は、社会的マイノリティである女性が行う普及啓発プロジェクトに対する妨害活動に他ならないと信じたことに相当な理由があったといえる」	・暇空敗訴	 https://note.com/1623354/n/n6ef72c6fc8f0
④	暇空茜	伊藤和子（被控訴人）	上記③の判決を不服として、暇空茜が控訴した裁判			・暇空敗訴	 https://note.com/1623354/n/n4d19cd122ffd
⑤	Colabo	暇空茜	暇空茜がnoteで、「（Colaboが）10代の女の子をタコ部屋に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人65000円ずつ徴収している」と書いたことにたいして、名誉を傷つけられたとして、Colaboが損害賠償を求めた裁判	①「タコ部屋に少女を住ませ、生活保護を不正受給させた」は事実か	①「タコ部屋」はデマ。タコ部屋デマは名誉毀損。デマを流した動機について、「自らの好む漫画やアニメなどのコンテンツを批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱いた」と認定。	・暇空敗訴 ・暇空茜に220万円の支払いと、投稿の削除を命じる	 http://www.mklo.org/archives/1973

⑥	暇空茜	太田啓子	太田弁護士がX (Twitter) で「#暇アノン」と投稿したこと、陰謀論を批判する投稿をリツイートしたことに對して、暇空が名誉毀損と平穩生活権の侵害だとして訴えた裁判	①「暇アノン」は侮辱か ②リツイートは平穩生活権侵害か	①「暇アノン」は受忍限度の範囲であり、「侮辱行為であると認めることはできない」 ②平穩生活権侵害とはいえない「陰謀論に属するという見方が、批判的な言論として許容される範囲を逸脱するとははい	・暇空敗訴	 http://www.mklo.org/mklo/wp-content/uploads/2024/09/d6d933f82b3c5951db443cabe8164a56.pdf
⑦	暇空茜	神原元	記者会見で神原弁護士が「サイバーハラスメント」「大量のデマ」「女性差別」「ミソジニー」「リーガルハラスメント（中略・住民監査請求や情報開示請求などを繰り返すことについて）合法的な嫌がらせ」などと発言したことに對して、暇空茜が名誉毀損を主張し訴えた裁判	①「大量のデマ」「サイバーハラスメント」発言は名誉毀損か ②「女性差別」「ミソジニー」発言は名誉毀損か ③「住民監査請求等は合法的な嫌がらせ」発言は名誉毀損か	①暇空茜が流した11個のデマを認定 ②暇空茜の発言は嫌がらせ目的と認定 ③暇空茜の差別的動機は真実相当 ④住民監査請求等は嫌がらせ目的と認定	・暇空敗訴	 http://www.mklo.org/archives/2019

■江藤貴紀（エコーニュース・音無ほむら）

原告	被告	裁判の内容	論点	裁判所の判定	判決	判決文（QR・URL）
Colabo等	江藤貴紀	江藤がブログやSNSでColaboに対して「大量脱税」「詐欺罪が成立」等と投稿したことや、フランクフルトを持った仁藤の写真が無断で使用し「ゆめにゃんのフェラ画像」「疑似口腔性行した自撮り画像」などと投稿したことについて、Colaboと仁藤が名誉毀損で訴えた裁判	①「大量脱税」「詐欺」は名誉毀損か ②「障害者を勧誘して不動産ビジネス」は名誉毀損か ③「フランクフルトは疑似フェラ」は侮辱か	①「大量脱税」「詐欺」はデマ。名誉毀損 ②「障害者を勧誘して不動産ビジネス」はデマ。名誉毀損 ③「フランクフルトは疑似フェラ」は侮辱。「性的な意図を持って撮影されたものでないことは（略）明らか」「敢えて原告仁藤を性的に揶揄する意図」で投稿したと判断。	・原告（Colabo）勝訴 ・被告（江藤）に合計385万円の賠償と、投稿の削除を命じる	 http://www.mklo.org/archives/2014

原告	被告		論点
Colabo	浅野文直（自民党 川崎市議）	浅野が自身のYouTubeなどでColaboについて「不正」「裏帳簿」などと発言したことに對して、Colaboが名誉毀損で訴えた裁判	①「福祉を食い物にしている」「川崎市や都の事業と重複計上の可能性がある」等の発言は名誉毀損か ②「裏帳簿、簿外処理」等の発言は名誉毀損か
Colabo	やん	「やん」がTwitterでColaboに対して「人権ヤクザ」「女性を食い物にして」きたなどと投稿したことに對して、Colaboが名誉毀損で訴えた裁判	①「女性を人権を踏み躪って食い物にしてきたColabo」「人権ビジネス」ではなく「人権ヤクザ」、もしくは社会運動標榜ゴロすなわち反社と明確に言った方がいいですかね」等の発言は名誉毀損か ②「女性を食い物にしてデマとヘイトで焼け太ってきたColabo 仁藤夢乃」等の発言は侮辱か